三島市議会基本条例構成図

前文

目的

第１章　総則
　第１条　目的
　第２条　定義

活動の基本

第２章　議会及び議員の活動の原則等
　第３条　議会活動の原則
　第４条　議員活動の原則
　第５条　議長の権限及び役割
　第６条　会派
　第７条　災害発生時等の行動

具体的な活動

市民に向けて

第３章　市民と議会との関係
　第８条　市民参加及び協働の推進
　第９条　議会報告会
　第１０条　議会広報

行政に対して

第４章　市長等と議会との関係
　第１１条　市長等と議会及び議員との関係
　第１２条　議決事件の拡大等

議会内の取組

第５章　政策立案等の推進
　第１３条　委員会における政策立案等
　第１４条　自由討議の推進
　第１５条　議員研修の充実

倫理等

第６章　政治倫理、議員報酬等
　第１６条　政治倫理
　第１７条　議員定数
　第１８条　議員報酬
　第１９条　政務活動費

支援体制

第７章　議会事務局の充実等
　第２０条　議会事務局の充実
　第２１条　議会図書室の充実
　第２２条　予算の確保

将来に向けて

第８章　他の条例等との関係及び見直し手続
　第２３条　他の条例等との関係
　第２４条　見直し手続